

# 南三陸町公式 LINE 運用方針

令和8年1月27日

## 1 目的

町では、住民及び町に関心を持っている方に対し、行政情報、観光・イベント情報、その他町の魅力を広く発信するため、また、災害時に情報を迅速に発信するために南三陸町公式 LINE（以下「当アカウント」という。）を運用する。

当アカウントを活用し情報発信するにあたり、利用者に誤解や混乱が生じないように、運用方針を次のとおり定める。

## 2 アカウント情報等

- (1) ソーシャルメディアサービス名：LINE
- (2) アカウント名：南三陸町

## 3 ページ管理者等

- (1) ページ管理者 南三陸町企画課長
- (2) ページ投稿者 企画課の職員又は情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ管理者（所属長）が認めた職員

## 4 対応時間

- (1) 当アカウントを利用した投稿は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く平日の勤務時間内において、不定期に投稿する。ただし、より効果的な情報発信のため、この時間以外にも投稿する場合がある。
- (2) 災害時等の緊急時には、必要に応じて随時情報を発信する。

## 5 投稿内容

- (1) 町の話、行政、防災、暮らしに役立つ情報
- (2) 観光、イベント等の案内・PR
- (3) その他、ページ管理者が配信を必要と認めた情報

## 6 禁止行為

当アカウントを利用して投稿する場合、以下の事項に該当する行為を禁じる。

なお、禁止行為を行った、又は行うおそれがあると判断した場合には、事前に通告することなく投稿の削除、利用制限等を行う場合がある。

- (1) 当アカウントの上記5の投稿内容から著しくかけ離れている情報を発信する行為
- (2) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする行為
- (3) 町又は第三者を誹謗、中傷、排斥又は名誉若しくは信用を傷付ける行為

- (4) 町又は第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する行為
- (5) 法律、法令等に違反する行為、又は違反するおそれがある行為
- (6) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為
- (7) 公序良俗に反する行為
- (8) LINE ヤフー株式会社が定める不正行為に該当する行為
- (9) その他ページ管理者が不適切と判断した行為

## 7 知的財産権

当アカウントで提供する文章、画像、動画、イラスト、ロゴ等に関する知的財産権は、町又は正当な権利者に帰属する。掲載内容について「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法等において法令上認められた場合を除き、無断で複製、転用、改変、転載することを禁止する。

## 8 個人情報

個人情報の取扱いについては、南三陸町個人情報保護法施行条例（令和4年南三陸町条例第24号）及び関係法令に基づき取扱う。

## 9 免責事項

- (1) 町は、当アカウントを利用して投稿する内容について、細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2) 町は、利用者等が当アカウントを利用することによって又は利用できなかったことによって生じた直接・間接的な損失等について、一切の責任を負わない。
- (3) 町は、利用者間、若しくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者が被った損害等について、一切の責任を負わない。
- (4) 町は、利用者により投稿されたコメント等について、一切の責任を負わない。
- (5) 町は、上記のほか、当アカウントに関連する事項に生じた、いかなる損害についても一切の責任を負わない。

## 10 その他

町は、当アカウントの運用方針について、事前の予告なく変更する場合がある。

## 11 問合せ

企画課企画情報係  
電話：0226-46-1371

## 12 適用

この運用方針は、令和8年2月1日より適用する。